

お子さんが生まれたら・・・

お子さんが生まれたら、いろいろな手続きや助成、受けることのできるサービスがあります。手続きには、期限があるものや、手続きする人によって必要なものが異なる場合がありますので、わからないことは各担当窓口までお問合せください。

必要な手続きや助成について

名称	内容	担当課	備考
出生届の提出	お子さんが生まれた日を含め14日以内に、父母の住所地か本籍地、または届出人の所在地の市区町村役場へ提出が必要です。	市民課	出生届出書(出生証明書)、親子(母子)健康手帳を持参してください。
すこやか手帳の発行 すこやか訪問の手続き	出生届出時に、乳幼児健診の質問票を綴じたすこやか手帳を発行しています。また、すこやか訪問の訪問先や連絡先を確認させていただきます。	子育て相談センター※	—
低出生体重児出生届	出生体重が2,500グラム未満の場合、届出が必要です。当市では、上記すこやか手帳の発行手続き時に行います。		—
すくすく応援事業	乳児1人あたり30,000円の商品券を、出生届出時に支給します。(1回限り)		受取は父、または母、同世帯の祖父母。身分証明書の提示が必要です。
子育て世帯への 市指定ごみ袋支給事業	乳幼児に対し市指定ごみ袋を出生届出時に配布しています。(1回限り)		—
乳幼児医療費助成	0歳児～未就学のお子さんの保険適用医療費の一部負担金を助成します。	保険年金課	お子さんのマイナ保険証または資格確認書を持参してください。
子ども医療費助成	小学生～高校生等の保険適用医療費の一部負担金を助成します。		
児童手当	0歳から高校卒業までのお子さんを養育している人を対象に支給します。	こども家庭若者課	—
未熟児養育医療 給付事業	出生時の体重が2,000グラム以下、または医師の判断等により、入院治療を必要とする満1歳未満のお子さんの医療費の一部を助成します。	子育て相談センター	—
小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのお子さんに、日常生活用具を給付します。		—
新生児聴覚検査	生後2～4日頃に聴覚検査を、母子健康手帳別冊に綴られている受診券で受けることができます。(限度額を超えた分は自己負担となります)		県外の医療機関を受診する場合は手続きが必要です。
先天性代謝異常検査	生後5～7日頃の赤ちゃんの血液検査です。母子健康手帳別冊の申込書を出産医療機関へ提出してください。	草津保健所	—

※出生届出時にお手続きが必要ですので、子育て相談センターへご来所ください

問合せ 市民課 (TEL)561-2344 (FAX)561-2492
 子育て相談センター (TEL)561-2339/2331 (FAX)561-2491
 保険年金課 (TEL)561-6975 (FAX)561-2480
 草津保健所 (TEL)562-3526 (FAX)562-3533



訪問・相談・サポート等について

名称	内容	担当部署
産後電話相談の実施	産後1か月頃までのお母さんへ助産師や保健師がお電話します。お母さんの心身の状態や、育児の様子についてお伺いします。心配なことがあればご相談ください。	子育て相談センター
産後ケア事業	市内に住民登録がある産後1年以内(早産児や低出生体重児の場合は、出産日から出産予定日の1年以内、流産死産も含む)の女性と赤ちゃんで家族等から十分な家事・育児の援助が受けられない①心身の不調がある、または②育児不安がある人を対象に、医療機関等での宿泊サービスや通所サービスまたは助産師による訪問サービスを提供します。お母さんの体調管理、おっぱいの相談、助言を受けることができます。(減免・助成あり)	
すこやか訪問(1回目)	生後4か月になるまでのお子さんがおられるご家庭に、助産師または保健師が訪問し、赤ちゃんの身長・体重計測、授乳相談、育児相談、子育ての情報提供などを行います。 市外の里帰り先で訪問を希望される場合、里帰り先の市区町村役場へご相談ください。里帰り先で訪問を受けられた方も、草津市へ戻られてから訪問にお伺いいたしますので、ご連絡をお願いします。	
すこやか訪問(2回目)	生後6か月から1歳未満のお子さんがおられるご家庭に、保育士が訪問し、育児相談や子育ての情報提供などを行います。 また、すこやか訪問時には「ブックスタート事業」を行っています。 ●ブックスタート事業とは・・・ 保育士による読み聞かせとともに、お子さんへ草津市が選定した絵本を2冊プレゼントしています。「こんなに早い時期でも、絵本が分かるのかな?」「読み聞かせて、どうしたらいいのかな・・・。」ご家族と一緒に絵本を楽しむお子さんの様子の中に、きっと素敵な発見があると思います。絵本を通して親子で心を通わせる、そのかけがえのないひとときを楽しんでください。	
離乳食レストラン	草津市健康推進員による、初期から後期までの離乳食についての説明と調理見学や試食を中心に、子育ての情報交換を行います。	
草津っ子サポート事業	3歳未満のお子さんがある家庭に、1時間500円の利用者負担で家事・育児を支援するホームヘルパーを派遣します。原則、児童手当の手続き時に利用券を配布しています。(減免あり)	こども家庭若者課

お子さんが生まれたら・・・

問合せ 子育て相談センター (TEL)561-2339/2331 (FAX)561-2491
 こども家庭若者課 (TEL)561-2364 (FAX)561-6780